

品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金事業実施要綱

制定 令和 7 年 9 月 2 6 日 区長決定 要綱第 2 1 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区内に所在する訪問介護サービス事業所を運営する事業者に対し支援金を給付することで、事業所の運営を支援し、区民が在宅での生活を安心して継続することを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 支援金の給付対象となる者は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）に基づく訪問介護（法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護をいう。以下同じ。）サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）で、主たる事業所の所在地が品川区にある事業所を運営する事業者とする。ただし、次に掲げる者が運営する法人の事業所は、補助の対象外とする。

- (1) 暴力団（品川区暴力団排除条例（平成 2 4 年品川区条例第 3 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員に暴力団員等（暴力団ならびに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員および同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの
- (3) 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）、介護保険法またはこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある法人

(支給対象範囲)

第 3 条 支援金の対象となる範囲は、令和 7 年 4 月以降の訪問介護サービス提供分とし、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）により決定された品川区被保険者分の介護報酬とする。ただし、次に掲げる分は支給の対象外とする。

- (1) 法第 7 7 条の規定により指定の全部もしくは一部の効力を停止している期間の介護報酬
- (2) 不正等により介護給付費の返還を要したサービス提供月の介護報酬
- (3) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第 1 9 号。以下「基準」という。）別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表の 1 訪問介護費のイからロの注 1 2 に規定する指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を行った介護報酬（以下「同一敷地内建物等減算」という。）
- (4) 主たる事業所が品川区外に所在していた際に提供した訪問介護サービスの介護報酬

(支給金額)

第 4 条 支給金額は、国保連により審査決定された品川区被保険者の基準別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表の 1 訪問介護費のイからハまでおよびチに規定する報酬の介護給付費、利用者負担額および公費負担額の合計の 2.5%で、1 円未満の端数は切り捨てとする。ただし、イからハまでの注 1 6 に規定する加算は除く。

(交付申請)

第5条 事業者は、この支援金の交付を受けようとするときは、品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）を、区長に提出しなければならない。

2 申請の期限は、サービス提供月の翌月から2年以内とする。

(交付の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、申請書の内容を審査のうえ、適当と認めるときは支援金の交付を決定し、品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金決定通知書（第2号様式）により、その品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金の内容を申請者に通知するとともに、品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金を支給するものとする。

2 事業所から国保連への請求に誤りがあり、過誤調整等により介護報酬の返還が発生した場合において、当該誤りのあった介護報酬が品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金の対象として支給決定していた場合は、当該介護報酬の分を差し引いたうえで支給額を決定する。

(支援金の返還)

第7条 区長は、支給対象者が偽りその他不正行為により給付を受けたときは、当該受給者から当該給付額の全部または一部を返還させることができる。

2 区長は、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）第15条の規定により支援金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているとき、期限を定めて返還を命じるものとする。

3 前条の規定により交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときもまた同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から適用する。

年 月 日

品川区長 あて

法人所在地

法人名称

代表者名

品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金交付申請書兼請求書

品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金事業実施要綱に基づき、下記のとおり支援金の交付申請をします。なお、交付決定がされた場合においては、当該交付決定額を請求します。

記

1. 事業所情報

事業所所在地

事業所名称

指定番号

2. 交付申請情報

令和 年 月 サービス提供分（ 月審査分） 円

3. 振込先

振込先口座情報	銀行 信用金庫 信用組合				本店 支店 出張所			口座種別 (普通・ 当座等)	口座番号					
	金融機関コード				店舗コード									
	フリガナ													
	口座名義													

文書番号
年 月 日

様

品川区長

品川区訪問介護サービス事業所安定運営支援金交付額決定通知書

年 月 日付で申請のありました訪問介護サービス事業所安定運営支援金について、下記のとおり決定をしましたのでお知らせします。

記

- 1. 対象事業所名
- 2. 対象事業所番号
- 3. 交付決定金額 令和 年 月 サービス提供分（ 月審査分） 円